

議会改革推進委員長 様

議 長
加 藤 仁 司
(公印省略)

議会改革について（諮問）

地方分権の進展に伴い地方議会が果たすべき役割の重要性が飛躍的に高まっている折、本市議会が進めようとする議会改革について次のとおり諮問します。

1 諮問事項

- (1) 公正で市民に開かれた議会
 - ア 議員定数について
 - イ 議員報酬について
 - ウ 政務活動費について
 - エ 議会基本条例について
- (2) 市民参加の機会の拡充
 - ア 陳情審査基準について
- (3) 行政監視機能の強化
 - ア 効率的な議会運営について
 - (ア) 経営状況の報告について
 - (イ) 災害時の専決処分について
 - (ウ) 法第121条の出席要求の資料について
 - (エ) 委員長報告に対する質疑の事前通知について
 - (オ) 提案理由の説明等の省略について
 - (カ) 本会議、委員会の質問・質疑時間や方法について
 - (キ) 議決事件の追加について
 - (ク) 発言通告の取扱いについて
 - (ケ) 質問順決定後(代表質問、予特・決特総括のみ)における通告時間指定について
 - (コ) 一般質問の1番目と最後の決め方について
 - (サ) 委員会提出議案について
 - (シ) 議員派遣について
 - (ス) 現地査察(視察)における傍聴議員の取扱いについて
 - (セ) 議会選出の監査委員について
 - (ソ) 協議又は調整の場の設定について
 - (タ) 本会議、委員会の傍聴受付等について
 - (チ) 防災服等の見直しについて
 - (ツ) 議員レターケースのファイルについて
 - (テ) 本会議場の映像配信・音響設備の改修について
- (4) 市民に分かりやすい議会
 - ア 議長立候補者の所信表明演説について
 - イ 委員会の公開について
 - ウ 委員会資料の公開時期について
 - エ 議会だよりの編集方針の変更について
- (5) 上記のほか、議会改革に関すること

2 主な諮問理由

(1) 議員定数については、地方自治法の改正により、人口で議員数の上限を定める、いわゆる法定上限数が撤廃され、各市の状況に応じて定数を決定することが可能となった。

また、議員報酬については、行財政改革が急務となる本市の状況において、本市議会を取り巻く環境や、社会情勢の変化等を考慮するとともに、今後の議会活動や議員活動のあり方も十分見定めながら、多様な視点から検討する必要がある。

政務活動費については、地方自治法の規定に基づき、小田原市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、議員に対し交付することが条例で定められている。

このことは、市民に負託を受けた議員が適切に任務を遂行するために定められたものだが、インターネット等の普及や陳情の提出など、市民の関心度が高く、説明責任を果たすことが重要であり、収支報告書等の提出及び閲覧公開に向けた確認作業等を通して抽出された問題点や検討課題を整理し、本市議会としての考え方を示す必要がある。

(2) 平成25年4月から議会基本条例が施行され、小田原市議会は、その役割を果たすため、個々の議員が政治倫理を遵守し、情報公開制度、広報広聴制度等を活用することにより、市政の課題を明確に市民に周知するとともに、議会制度改革の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指すこととしている。

本条例は平成26年12月に議会運営委員会で検証について協議を実施してから4年目になることから、当該条例の見直しの検証を実施するとともに、さらに議会改革を推進する必要がある。

以上のことから議会改革推進委員会に諮問するものである。